

SHINWA NEWS

相続関係の法改正について

令和6年3月
(No.4)

今回は、本年度（令和6年）より施行が予定されている相続関係の法務に関する改正内容をご紹介します。

[1] 戸籍謄本の広域交付制度の開始（令和6年3月1日から施行）

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本の広域交付が令和6年3月1日から始まります。

これまで本籍地の市区町村の窓口のみでしか戸籍謄本を請求できませんでしたが、今後は、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できるようになります。広域交付制度の開始によって、次のように戸籍謄本の収集がこれまでより容易になることから、【2】でご説明する相続登記の義務化の手続きの際にもご利用頂ければと存じます。

【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本が請求できます。

【まとめて】

欲しい戸籍謄本の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求ができます。

また、本人の戸籍謄本のみならず、①夫又は妻（配偶者）、②父母や祖父母（直系尊属）、③子や孫（直系卑属）などの戸籍謄本の請求ができます。

【注意点】

- ・父母の戸籍から結婚などで除籍した場合、兄弟姉妹の戸籍謄本は請求できません。
- ・コンピューター化される前の紙で管理している戸籍謄本など、一部請求できないものがあります。
- ・必ず請求者本人が窓口に行って請求する必要があります。
(郵送による請求や代理人による請求はできません。)
- ・大量の戸籍謄本を請求する場合、自治体によっては即日の交付ができず、後日、再来庁していただく必要があります。

[2] 相続登記の義務化（令和6年4月1日から施行）

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。亡くなった方から相続人に対して遺贈（遺言による贈与）をした場合にも登記義務の対象になります。

上記の他、遺産分割（相続人間の話し合い）によって不動産を取得した場合、遺産分割から3年以内に、遺産分割の内容に応じた登記を行う義務があります。

【注意点】

- ・ 正当な理由がないのに登記をしない場合、10万円以下の過料（行政上のペナルティ）が科される可能性があります。
- ・ 令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合にも、3年間の猶予期間はありますが、義務化の対象となりますので、ご注意ください。
 今後は不動産を相続したら、早めに相続登記をしましょう！

[3] 相続人申告登記制度の新設（令和6年4月1日から施行）

「相続人申告登記」制度とは？

相続人申告登記とは、相続人が登記義務をより簡単に履行するために設けられた新しい制度です。

1. 不動産の登記名義人（所有者）に相続が発生したこと、2. 自身がその相続人であることの申し出を行うことによって、登記官が不動産の登記記録に所定の記載を行います。

こちらを暫定的に行っておくことで、新設される相続登記の義務を履行したとみなし、期限内に相続登記していない場合の過料を免れることができます。

【利用するメリット】

相続人申告登記には、以下のようなメリットがあります。

- ・ 期限内に利用すれば、相続登記の義務を履行したとみなされる。
- ・ 相続人が複数人いても自身が単独で申請できる。
- ・ 申請者（相続人中の1名）が亡くなった不動産の登記名義人（所有者）の相続人であることが分かる戸籍謄本で申請できるため、通常の相続の申請書類よりも負担が少ない。

【想定される利用場面】

- ・ 相続人間で不動産を相続する人をすぐに決められない場合
- ・ 相続人の一部が認知症や行方不明などの理由で話し合いができない場合

相続登記には相続人全員の承認が原則として必要になります。相続人申告登記は単独で申請することができるため、相続人申告登記を利用すれば、相続人としての登記義務を履行したものと扱われ、過料を免れることができます。

【注意点】

相続人申告登記はあくまでも不動産の登記名義人（所有者）の相続人が誰かを証明するだけの制度であり、最終的な不動産の所有者を証明するものではありません。

相続人申告登記をしていても、不動産の名義は亡くなった人のままで変更されるわけではありません。相続人間の話し合いで誰が不動産を相続するか決まった場合、不動産の取得者には遺産分割から3年以内に遺産分割の内容に応じた登記義務が課されています。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願い申し上げます。